

高齢者虐待防止及び
身体的拘束適正化に関する指針

社会福祉法人恵仁会

1. 高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化に関する考え方

利用者の尊厳の保持の為に、利用者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状況や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれることのないよう、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)に基づき支援するものとし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

虐待の定義

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」)では次の5つの行為の類型をもって「虐待」と定義しています。

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること

② 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること

③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

④ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること

⑤ 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。身体的拘束の常態化は、関節の拘縮や筋力低下など身体的な機能を奪ってしまう身体的虐待に該当するとともに、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的な苦痛などの心理的虐待につながる危険性もあります。社会福祉法人恵仁会は、利用者の人権を尊重し、一人ひとりの想いを理解した上で、日常生活のケアの充実に努めます。また、職員全員が身体的拘束による弊害を理解し、身体的拘束のないサービスを提供します。

(1) 介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は、十分な観察や観察の経過記録、創意工夫することを基に必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

- ①.切迫性 ~利用者本人または他の利用者等の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ②.非代替性~身体的拘束(行動制限)の他に替わる方法や対策がない場合。
- ③.一時性 ~身体的拘束(行動制限)が一時的である。

(3) 身体的拘束がもたらす弊害

1. 身体的弊害

- ・関節拘縮、筋力低下、褥瘡の発生
- ・食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力低下
- ・転倒事故を誘発し、抑制具による窒息死を招く恐れ

2. 精神的弊害

- ・不安や怒り、屈辱、諦めなど精神的苦痛を与える
- ・認知症が進行し、せん妄を頻発させる

3. 社会的弊害

- ・介護保険制度への信頼失墜、老年期への不安増大
- ・介護職員の士気低下
- ・身体拘束による医療的処置は、経済損失を発生させる
- ・介護事業所への不信感増大

(4) 身体的拘束とされる具体的な行為

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- (2) 転落しないように、ベッドで体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・椅子から落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどで体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

※平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より

2. 高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化の推進に向けての基本方針

(1) 高齢者虐待の防止

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めます。また、虐待を発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、高齢者虐待防止法に基づき通報します。

(2) 身体的拘束の原則禁止

恵仁会においては、原則として身体的拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(3) やむを得ず身体的拘束を行う場合

身体的拘束適正化検討委員会で十分に検討したのち、本人又は他の利用者の生命や身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、身体的拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高いこと、かつ切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合で、本人・家族へ説明と同意を得て行います。

また、身体的拘束適正化検討委員会は、以下の項目も把握しなければなりません。

- ①.身体的拘束の理由
- ②.身体的拘束の方法
- ③.身体的拘束を行わずにいれる時間、行う時間や行う際の状況等
- ④.身体的拘束に該当する利用者の身体的拘束期間中の状況や変化等

以上の事を把握した上で身体的拘束を実施しますが、常に身体的拘束の適正化への工夫を続けていきます。身体拘束適正化の為、課題をカンファレンス等で議論・報告し、できるだけ早期に拘束を解除すべき努力をします。

3. 高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化に向けた体制

(1) 高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化検討委員会の設置

委員会は次の職員で構成されます。また、構成された職員の中から委員長を取り決めます。

施設長(管理者)、権利擁護推進委員、介護職員(支援員)、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士、機能訓練指導員、事務職員(その他職員)

(2) 高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化検討委員会の開催

委員会では身体的拘束に伴う弊害を理解した上で、高齢者虐待や身体的拘束に繋がるような行為がないか支援の状況を確認します。また、委員会で話われた支援状況の確認内容は議事録にて職員へ周知をします。

1. 3カ月に1回以上、または必要時に開催。
2. やむを得ず施設長が出席できない時は委任を受けた委員長が取りまとめ、施設長へ報告を行う。
3. 身体的拘束に係るカンファレンスの場合、身体的拘束の実施・回避の決定は施設長の決裁を必要とする。

4. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応、報告に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施・報告します。

①身体的拘束の必要性の発生(家族の希望を含む)

身体的拘束の必要とする状況が発生した場合、あるいはご家族からの希望があった場合、担当ユニットの職員が身体的拘束適正化委員へ報告をします。

②身体的拘束に係るカンファレンスの実施

身体的拘束適正化検討委員が主催し、身体的拘束に係るカンファレンスを行います。

※介護職と看護職は必要に応じて主任等へ参加を依頼する。

カンファレンスでは身体的拘束を行うことを判断する前に切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。そして、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討します。

③身体的拘束に必要な書類等の準備

身体的拘束の必要性に関する利用者本人の生活状況の観察及び個別記録への記載を1週間行います。施設長が身体的拘束を行う最終判断をしたのち、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する同意書を作成します。[記録1]

5. 高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化に向けた各職種の役割

身体的拘束の適正化のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(施設長・管理者の役割)

高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化活動における最高責任者

(委員長の役割)

高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化活動の担当者として委員会及び職員研修を取りまとめる。

(権利擁護推進委員の役割)

権利擁護の視点に立った支援方法の指導

高齢者の権利擁護についての取り組みの推進

(介護職員・支援員の役割)

虐待がもたらす弊害を正確に認識する

利用者の尊厳を理解

利用者の疾病、障害等による行動特性の理解

利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める

利用者とのコミュニケーションを充分にとる

適正かつ正確な記録の記載

(看護職員の役割)

医師との連携

施設における医療管理の範囲の整備

重度化する利用者の状態観察

(生活相談員・介護支援専門員の役割)

虐待防止及び身体的拘束適正化に向けた職員教育

医療機関、家族との連絡調整

家族の意向に添ったケアの確立

施設のハード、ソフト面の充実

チームケアの中核を担う

(栄養士の役割)

経鼻・経管栄養から経口への取組みとマネジメント

利用者の状態に応じた食事の工夫

(機能訓練指導員の役割)

重度化する利用者の ADL 状態の評価、把握

機能面からの専門的指導・助言

(事務職員・その他職員の役割)

利用者処遇や生活環境、身体的拘束の実施・回避に関する客観性を保つ

6. 職員研修について

高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化に向けて、人権を尊重できる職員の育成を行います。

(1) 年 2 回以上教育・研修の実施

(2) 新入職員に対する高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化・権利擁護研修の実施

- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 職員研修の内容は議事録に残し、職員が閲覧できるようにする

7. 高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化に関する指針の閲覧について

この指針は、職員だけでなく利用者やご家族もいつでも自由に閲覧することができます。

8. 適用年月日

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この指針は、令和 2 年 7 月 1 日より施行する。

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

[記録1]

緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において、最小限度の身体的拘束をおこないます。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者(利用者)本人または他の入所者(利用者)等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- C 身体的拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 <場所、行為(部位・内容)>	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 _____

管理者 _____ 印

記録者 _____

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

利用者 _____

家族等 _____

(本人との続柄)

[記録2]

緊急やむを得ない身体的拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者

身体的拘束を解除する事に関する説明書

様

- 1 現在、あなたの状態が下記の要件を満たしているため、これまでの身体的拘束を解除させて頂きます。
- 2 なお、解除することによるリスクに対して、今後も鋭意検討を行うことといたします。

記

(身体的拘束解除要件)

入所者(利用者)本人、又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が緩和されたこと。

個別の状況による 解除の理由	
解除の方法 <場所、行為(部位・内容)>	
解除に当たってのリスク	
リスクの防止策	
解除開始の予定	月 日 時から

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 _____

管理者 _____ 印

記録者 _____

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

利用者 _____

家族等 _____

(本人との続柄)